平成２４年（フ）第４２１４号
東京都稲城市東長沼1519―１―203
債務者　加藤　大雅
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２１５号
千葉県市原市八幡石塚２丁目15―１―202
債務者　筒井　朱里（旧姓金木）
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２４３号
東京都北区豊島７丁目13―22
債務者　竹迫　妙子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２５１号
東京都小平市たかの台３―16―102
債務者　大熊　光夫
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２７２号
東京都新宿区北新宿１丁目15―３―102
債務者　鈴木　倫子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２８０号
東京都世田谷区桜丘３丁目10―16―303
債務者　海田　　恵（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２８１号
東京都品川区北品川１丁目２―13―203
債務者　山口　侑子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２８８号
神奈川県川崎市高津区末長1418
債務者　梅原　智子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２９３号
東京都調布市仙川町１丁目34―９―205
債務者　島野みゆき
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２９５号
栃木県那須塩原市豊浦中町100―50―106、住民票上の住所東京都江戸川区西葛西３丁目22―25―1003
債務者　加藤　照代
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２９８号
埼玉県秩父市上町２丁目４―10―102
債務者　金宮末姫こと　金　　末姫
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３１７号
東京都港区三田５丁目６―２
債務者　山田　　享
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３１８号
東京都大田区池上８丁目22―６―102
債務者　大西　竹司
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３２２号
東京都大田区上池台２丁目29―２―103
債務者　玉井　啓子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３２３号
埼玉県川越市四都野台９―６
債務者　繁野　　徹
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３２６号
東京都板橋区三園１丁目29―25―205
債務者　星野　律子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部